

News Release

No. 90 (09-06)

2010年(平成22年)3月11日

※東商記者クラブ・日銀クラブで、資料投函させていただいております。

**個人信用情報機関のシー・アイ・シー(CIC)
貸金業法に基づく「指定信用情報機関」に認定される**
— 内閣総理大臣より、指定信用情報機関の指定を受ける —

クレジット業界の個人信用情報機関である株式会社シー・アイ・シー(本社:東京・新宿、大森一廣社長、略称:CIC)は本日、貸金業法に基づく指定信用情報機関として、内閣総理大臣より指定を受けましたのでお知らせします。

1. 指定に至る経緯

貸金業法は、多重債務問題の解決を図ることを目的に平成18年12月に改正され、本年6月までに完全施行される予定となっています。

同法では、貸金業者が顧客の返済能力を超える貸付けを防止するために、顧客の借入総額を把握できる制度として「指定信用情報機関制度」を創設することとしました。

当社では指定信用情報機関制度で求められる要件を満たすため鋭意準備を進め、平成20年10月30日に登録システムを、昨年2月23日に照会システムを稼働しました。また、昨年12月22日には指定要件および指定申請関係書類等が整ったことから、監督官庁である金融庁に当該指定制度における指定申請を行いました。

その結果、本日付けで内閣総理大臣より指定信用情報機関の指定を受けました。

なお、指定に伴い、当社加盟の貸金業者には、同法に基づく個人信用情報の提供義務・同意の取得義務・目的外使用の禁止等が課されております。

2. 今後の取り組み

貸金業法では、指定信用情報機関相互で残高等の個人信用情報の交流が義務づけられ、当社では本日付けで同様の指定を受けた株式会社日本信用情報機構様と貸金情報ネットワーク(略称:FINE)の稼働を3月12日から開始する予定です。

当社は今後、指定信用情報機関の役割・責任を果たすため、的確な経営管理や業務の適切性に努めます。また、信用情報の安全管理および情報の正確性向上、適正かつ確実な業務処理など内部統制・コンプライアンス態勢を一段と強化してまいります。

以上

● 本件に関するお問い合わせ先

株式会社シー・アイ・シー 経営企画部 広報担当 菅佐原・添田

東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

TEL: 03-3348-0626 FAX: 03-3345-1913

■ 貸金業法指定信用情報機関の主な要件

信用情報の規模	平成 21 年 12 月 20 日時点 の当社の規模
加入貸金業者の数が百以上であること	332 社
保有する個人信用情報に係る貸付けの残高（加入貸金業者を債権者とする貸付けに係るものに限る）の合計額が五兆円以上であること	9 兆 7,366 億円